

<公印省略>

18久保第29852号

平成19年3月30日

小郡三井医師会長 殿

福岡県久留米保健福祉環境事務所長
(健康対策課 感染症係)



感染症法による結核の届出等について

保健福祉行政につきましては、平素よりご協力賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、別添のとおり厚生労働省より通知がありましたのでお知らせします。

結核予防法は3月31日をもって廃止となり、4月1日から結核関係の事務取扱いは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という）に基づくこととなります。

今後は、下記により結核の届出が必要となりますので、よろしくお願いいたします。

記

1 結核届出について（法第12条 医師の届出）

結核と診断したら、直ちに最寄りの（患者の居住地を管轄する）保健所への届出が必要となります。

* 診断されたら、保健所へ電話連絡の後直ちに届出をお願いします。

（FAX可。但し原本は送付願います。）

* 様式については、別添のとおりです。

2 結核患者入退院届出について（法第53条の11 病院管理者の届出）

届出事項が変更になっていますので、別添のとおり様式を変更しています。

3 その他

結核の医療公費負担申請について

（法第37条 入院措置の医療、37条の2 結核患者の医療）

申請事項が変更になっていますので、別添のとおり様式を変更しています。

（旧結核予防法第35条→感染症法第37条、旧結核予防法第34条→感染症法第37条の2）

<問い合わせ先>

福岡県久留米保健福祉環境事務所

健康対策課 感染症係

〒839-0861 福岡県久留米市合川町1642の1

TEL 0942 (30) 1054 FAX 0942 (38) 0680



小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎・蒲池 壽



各 都道府県知事
政令市長 殿
特別区長

厚生労働省健康局長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
等の一部を改正する法律等の施行について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号。以下「改正法」という。）の一部が平成19年4月1日に施行される。

また、改正法の施行等のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成19年政令第43号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第44号。以下「整備等政令」という。）が本年3月9日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成19年厚生労働省令第26号。以下「整備等省令」という。）が3月23日にそれぞれ公布され、その一部が4月1日に施行される。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺憾なきを期されたい。

なお、この通知においては、改正法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び検疫法（昭和26年法律第201号）をそれぞれ「法」、「予防接種法」及び「検疫法」と、整備等政令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）、インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成18年政令第108号）、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）及び検疫法施行令（昭和26年政令第377号）をそれぞれ「令」、「指定政令」、「予防接種施行令」及び「検疫施行令」と、整備等政令による廃止前の結核予防法施行令を「旧結核施行令」と、整備等省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）及び検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）をそれぞれ「規則」、「予防接種施行規則」、「予防接種実施規則」及び「検疫規則」と、整備

等省令による廃止前の結核予防法施行規則を「旧結核規則」と略称する。

記

第1 改正の趣旨

最近の海外における感染症の発生の状況、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策を推進するため、入院、検疫等の措置の対象となる感染症の種類を見直すほか、入院等の措置に際しての患者への説明等の手続に関する規定を設け、あわせて結核の予防等の施策に関する規定を整備する等の措置を講ずるものであること。

第2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

1 基本理念

基本理念に、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、国際的動向を踏まえるとともに、人権を尊重しつつ推進されることを明記すること。(法第2条関係)

2 関係者の責務

(1) 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮するとともに、地域の特性に配慮しつつ相互に連携を図ること等を明記すること。(法第3条関係)

(2) 医師等の責務

医師その他の医療関係者は、医療について適切な説明を行い、患者等の理解を得るよう努めるとともに、病原体等の検査を行っている機関は、感染症の発生又はまん延を防止するための必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。(法第5条関係)

3 定義

(1) 感染症の類型

イ 一類感染症に南米出血熱を追加し、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。以下「重症急性呼吸器症候群」という。）を一類感染症から二類感染症に見直すこと。(法第6条第2項及び第3項関係)

ロ 二類感染症に結核を追加し、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス及びパラチフスを二類感染症から三類感染症に見直すこと。これにより、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス及びパラチフスの患者は、法第37条第1項に基づき都道府県知事が行う医療費負担の対象ではなくなる。(法第6条第3項及び第4項関係)

ハ 四類感染症にオムスク出血熱、キャサヌル森林病、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、鼻疽、ペネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽及びロッキー山紅斑熱を追加すること。(令第1条関係)

ニ 四類感染症の高病原性鳥インフルエンザを鳥インフルエンザと改めること。な

お、規則別表第1中第4の項における高病原性鳥インフルエンザの表記については、トリに対して高病原性を示すH5又はH7亜型のA属インフルエンザAウイルスによる感染症を意味するものであること。(法第6条第5項第7号関係)

(2) 疑似症患者に対する法の適用

疑似症患者を患者とみなす二類感染症を、結核及び重症急性呼吸器症候群とすること。(令第4条関係)

4 基本指針及び予防計画

(1) 基本指針の規定事項に、人権の尊重に関する事項、特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項等を追加するとともに、厚生労働大臣は、基本指針に再検討を加える際に、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえるものとする。こと。(法第9条第2項及び第3項関係)

(2) 都道府県は、基本指針が変更された場合のほか、予防計画の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときも、予防計画を変更するものとする。こと。(法第10条第3項関係)

(3) 特定感染症予防指針を作成する感染症として、結核を追加すること。(規則第2条及び予防接種施行規則第11条の27関係)

5 感染症に関する情報の収集及び公表

(1) 医師の届出

イ 診断した結核の無症状病原体保有者について結核医療を必要としないと認められる場合を、法第12条第1項に基づく医師の届出を要しない場合とすること。(規則第3条第2号関係)

ロ 厚生労働大臣が定める五類感染症に係る法第12条第1項に基づく医師の届出の届出事項として、感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要な事項として当該五類感染症ごとに厚生労働大臣が定めるものを追加すること。(規則第4条第5項関係)

ハ、厚生労働省令で定める慢性の感染症の患者を治療する医師は、毎年度、その患者の年齢、性別等を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならないものとする。届出の対象となる慢性の感染症の内容、届出事項、届出方法については、別途厚生労働省令で定めること。(法第12条第4項及び第5項関係)

(2) 獣医師の届出

法第13条第1項に基づき獣医師が届出を行わなければならない感染症及び動物として、結核及びサルを定めること。(令第5条関係)

(3) 感染症の疑似症の発生の状況及び動向の把握

都道府県知事は、感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる指定届出機関を指定するとともに、その管理者は、当該指定届出機関の医師が疑似症の患者を診断したときは、その患者の年齢、性別を都道府県知事に届け出なければならないものとする。こと。(法第14条第1項及び第2項並びに規則第6条第2項関係)

イ 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症は、次に掲げるものと

すること。

① 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）

② 発熱及び発しん又は水疱

ロ 指定届出機関の指定は、イの①及び②の指定区分に応じ、原則としてそれぞれ以下の病院又は診療所のうち適当と認めるものについて行うこと。

① 診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所

② 診療科名中に内科、小児科又は皮膚科を含む病院又は診療所

ハ 指定届出機関は、イに掲げる疑似症の患者を診断したときは、直ちに届出を行うこと。ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合は、当該届出をすることを要しないこと。

ニ 都道府県は、ハによる届出を受けた後直ちに厚生労働大臣に届出の内容を報告すること。

(4) 情報の公表

厚生労働大臣及び都道府県知事は、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞等により積極的に公表しなければならないものとする。こと。（法第16条第1項関係）

(5) 協力の要請

厚生労働大臣及び都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、医師その他の医療関係者に対し、必要な協力を求めることができるものとする。こと。（法第16条の2関係）

6 就業制限及び入院等

(1) 就業制限

イ 都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症又は三類感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときに書面により通知し、就業を制限することができるよう改めるとともに、当該通知をしようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、感染症の診査に関する協議会の意見を聴かなければならないものとする。こと。（法第18条第1項、第5項及び第6項関係）

ロ 法第18条第2項の感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として、以下の感染症及び業務を定めること。（規則第11条第2項）

① 南米出血熱 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び他者の身体に直接接触する業務

② 結核 接客業その他の多数の者に接触する業務

ハ 法第18条第3項の感染症を公衆にまん延させるおそれなくなる期間として、以下の感染症及び期間を定めること。（規則第11条第3項）

① 南米出血熱 その症状が消失するまでの期間

② 結核 その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間

ニ 就業制限の通知を行うに当たっては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）

第57条に基づく教示を合わせて行うことが必要であること。

(2) 入院

都道府県知事は、入院及び入院の延長の勧告をする場合には、患者等に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努め、入院の勧告又は入院の措置をしたときは、遅滞なく、感染症の診査に関する協議会に報告するとともに、入院の延長の勧告をしようとする場合には、患者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならないものとする。こと。(法第19条第2項及び第7項並びに第20条第6項から第8項まで関係)

(3) 最小限度の措置

健康診断、就業制限及び入院等に関する措置は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならないものと明記すること。(法第22条の2関係)

(4) 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会について、所要の事務の整理を行うとともに、委員に法律に関し学識経験を有する者を追加すること。(法第24条第1項、第3項及び第5項関係)

(5) 苦情の申出

入院の勧告又は入院の措置により入院している患者等は、当該患者が受けた処遇について、都道府県知事に対し、苦情の申出をすることができるものとする。こと。

(第24条の2関係)

(6) 二類感染症の患者についての準用

法第19条及び第20条の規定により入院する二類感染症の患者については、都道府県知事により移送することができることとする。こと。ただし、二類感染症のうち急性灰白髄炎、ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群については、移送することができるとの規定であっても、感染力と感染した場合の重篤度等から総合的に判断した危険性が比較的高いため、引き続き、法に基づく移送を行うべきであること。(法第26条及び令第7条関係)

(7) 結核患者に係る入院に関する特例等

結核患者に対する入院の勧告又は入院の措置に関し、入院の延長の期間を30日以内とすることその他の特例を設けることとする。こと。なお、結核患者に対して同法第20条第2項の規定に基づく入院の措置を行った場合には、同条第1項に基づく入院の場合と異なり、その期間は10日以内となる点に留意すること。(法第26条の2関係)

7 交通の制限又は遮断の基準

法第33条の交通の制限又は遮断については、対象となる者の人権を尊重しつつ行うものとする。こと。(令第9条関係)

8 結核患者の医療

(1) 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、結核患者が結核指定医療機関において医療を受けるために必要な費用の100分の95に相当する額を負担することができるもの等とすること。(法第37条の2関係)

- (2) 法第37条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類について、化学療法など旧結核規則第22条と同様の規定を設けること。(規則第20条の2関係)
- (3) 法第37条の2第1項に規定する費用負担の申請について、申請書の記載事項や添付資料など旧結核規則第23条と同様の規定を設けること。(規則第20条の3関係)
なお、法第37条第1項に規定する費用負担の申請については、医師の診断書を添付書類として位置付けていないが、都道府県知事は、必要があれば感染症指定医療機関医療担当規程(平成11年厚生省告示第42号)第7条の規定に基づき必要な証明書の交付を感染症指定医療機関に対して求めることができること。
- (4) 規則第20条の3第2項及び第23条第2項の規定によって提出を受けたエックス線写真は、旧結核規則第31条と同様に、決定後申請者に返却するものとする。(規則第23条の2関係)

9 感染症指定医療機関

- (1) 結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局を、法に基づく結核指定医療機関として位置付けること。(法第6条第15項)
- (2) 結核指定医療機関について、都道府県知事が行う指導に従わなければならないものとする。その他必要な規定を設けること。(法第38条第2項及び第7項から第9項まで関係)

10 他の法律による医療に関する給付との調整等

- (1) 戦傷病者特別援護法の規定による医療、児童福祉法の規定による療養の給付その他の医療に関する給付との調整及び結核指定医療機関に関する緊急時等の医療に係る特例に関し必要な規定を設けること。(法第39条及び第42条第1項関係)
- (2) 医療に関する審査機関として、介護保険法第179条に規定する介護給付費審査委員会を追加すること。(令第10条関係)

11 新感染症の所見がある者の入院

新感染症の所見がある者の入院について、患者等に対する説明及び意見を述べる機会の付与、最小限度の措置、苦情の申出に関し必要な規定を設けること。(法第46条第5項から第7項まで、第48条の2及び第49条の2関係)

12 結核

結核固有の対策について必要な規定を設けること。(法第7章の2関係)

(1) 定期の健康診断

イ 事業者、学校等の長は、政令で定める者に対して、政令で定める定期において、結核に係る定期の健康診断を行わなければならないもの等とすること。(法第53条の2並びに令第11条及び第12条関係)

- ① 法第53条の2第1項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、旧結核施行令第1条と同様に、刑事施設及び社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設とすること。

- ② 法第53条の2第1項及び第3項の規定により定期の健康診断を受けるべき

者、定期及び回数として、旧結核施行令第2条と同様の規定を設けること。

- ロ 定期の健康診断の受診義務、定期の健康診断に関する記録その他定期の健康診断に関し必要な規定を設けること。(法第53条の3から第53条の9まで及び規則第27条の2から第27条の5まで関係)

- ① 法第7章の2の規定によって行うべき健康診断及び法第17条第1項及び第2項の規定によって行うべき結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断の方法について、喀痰検査などの旧結核規則第2条と同様の規定を設けること。

- ② 法第53条の4及び法第53条の5に規定する診断書その他の文書の記載事項として、受診者の住所など旧結核規則第5条と同様の規定を設けること。

- ③ 健康診断に関して記録する事項及びその保存期限として、旧結核規則第6条と同様の規定を設けること。

- ④ 健康診断実施者が都道府県知事に通報すべき事項及びその期限並びに保健所を設置する市又は特別区の市長又は区長が法第17条第1項及び第2項の規定によって行った結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断について都道府県知事に通報すべき事項及びその期限について、旧結核規則第7条と同様の規定を設けること。

(2) 病院管理者の届出等

病院の管理者は、結核患者が入院又は退院したときは、7日以内に、厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならないものとする。この場合の病院の管理者が届け出なければならない事項として、結核患者の住所など旧結核規則第14条と同様の規定を設けたこと。(法第53条の11及び規則第27条の6関係)

(3) 結核登録票

保健所長は、結核登録票を備え、結核患者及び結核回復者に関する事項を記録しなければならないものとする。(法第53条の12並びに規則第27条の7及び第27条の8関係)

- イ 法第53条の12第1項に規定する厚生労働省令で定める結核回復者は、旧結核規則第14条の2と同様に、結核医療を必要としないと認められてから3年以内の者その他結核再発のおそれが著しいと認められる者とする。

- ロ 法第53条の12第3項に規定する結核登録票に記録すべき事項等として、登録年月日及び登録番号など旧結核規則第15条と同様の規定を設けること。

(4) 精密検査

保健所長は、結核登録票に登録されている者に対して、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、精密検査を行うものとし、法第53条の13に規定する厚生労働省令で定める精密検査の方法として、結核菌検査など旧結核規則第15条の2と同様の規定を設けること。(法第53条の13及び規則第27条の9関係)

(5) 家庭訪問指導

保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師等をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行わせるものとする。(法第53条の14関係)

(6) 医師の指示

医師は、結核患者を診療したときは、本人等に対して、処方した薬剤を確実に服用することその他患者の治療に必要な事項等を指示しなければならないものとし、法第53条の15に規定する厚生労働省令で定める感染の防止に必要な事項として、結核を感染させるおそれがある患者の居室の換気に注意をすることなど、旧結核規則第16条と同様の規定を設けること。(法第53条の15及び規則第27条の10関係)

13 費用負担

- (1) 結核患者の医療に要する費用、結核に係る定期の健康診断に要する費用等の支弁及び補助又は負担について、所要の規定の整備を行うこと。(法第57条から第62条まで関係)
- (2) 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の設置者に対して都道府県知事が行う補助に対する国の補助率を2分の1と明記すること。これにより、法第60条第2項に基づき都道府県が国立病院機構や国立大学法人等（以下「国立病院機構等」という。）に交付する補助金については、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第24条に規定する「寄付金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの」に該当しないこととなったこと。(令第28条第2項関係)

14 大都市等の特例

地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市において処理する結核に係る事務について定めること。これにより、旧結核施行令第8条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）174条の37及び第174条の49の16の規定に基づき指定都市及び中核市が処理してきた結核指定医療機関（旧結核予防法第35条に規定する医療を担当させるものに限る。）に係る事務は、改正法の施行後は、第二種感染症指定医療機関に係る事務として都道府県知事が処理することとなること。(法第64条の2、令第32条の2及び第32条の3並びに整備等政令第6条中第174条の37及び第174条の49の16の改正規定関係)

15 その他

- (1) 罰則に関し所要の規定の整備を行うこと。
- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。

第3 インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令の一部改正

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務を、改正法において見直したことに伴い、本政令における事務の区分を見直すほか、指定政令について所要の規定の整備を行うこと。(指定政令第2条及び第3条並びに附則第2条関係)

第4 予防接種法の一部改正

- 1 結核を一類疾病に追加するものとする。こと。(法第2条第2項関係)

- (1) 予防接種法第3条第1項の疾病及びその対象者として、旧結核施行令第2条の2

と同様に、結核及び生後6月に至るまでにある者（地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合には、対象者は、生後1歳に至るまでの間にある者）とすること。（令第1条の2関係）

- (2) 令第1条の2第1項本文に規定する省令で定める者として、旧結核規則第9条の2第3号と同様に、結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者を規定すること。（予防接種施行規則第2条第6号）
- (3) 結核に係る予防接種については、予防接種を受けた者の数を、疾病別並びに定期臨時の別及び定期についてはその定期別に届出月ごとに計算して行うものとし、翌月10日までに報告するものとする。（予防接種施行規則第3条第2項関係）
- (4) 結核の予防接種済証の様式を定めること。（予防接種施行規則第4条第2項第5号関係）
- (5) 結核の定期の予防接種の接種方法について、経皮接種用乾燥BCGワクチンの懸濁液を上腕外側のほぼ中央部に滴下し、管針法により1回行うものとするなど、旧結核規則第10条と同様の規定を設けること。（予防接種実施規則第16条の2関係）

2 予防接種に関する記録

市町村長又は都道府県知事は、予防接種を行ったときは、遅滞なく、予防接種に関する記録を作成し、かつ、これを予防接種を行ったときから5年間保存しなければならないこととし、令第6条の2第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすること。（令第6条の2関係及び予防接種施行規則第2条の3関係）

- (1) 予防接種の種類
- (2) 令第4条第1項の規定による予防接種を医師により行う場合にあっては、当該医師の氏名
- (3) 接種液の接種量
- (4) 接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項
- (5) その他予防接種の実施に関し必要な事項

3 説明と同意の取得

予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の効果及び副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならないとすること。（予防接種実施規則第5条の2関係）

第5 検疫法の一部改正

1 検疫感染症の見直し

コレラ及び黄熱を検疫感染症から除外することその他所要の規定の整備を行うこと。（検疫法第2条、第2条の2、第14条、第15条、第26条の3、第34条の3及び第34条の4関係）

2 停留の期間

感染症に感染したおそれのある者の停留の期間は、南米出血熱については384時間とすること。（検疫施行令第1条の3関係）

3 診察等を行う検疫感染症以外の感染症

診察等を行う検疫感染症以外の感染症として、黄熱を追加すること。(検疫施行令第2条の2関係)

4 都道府県知事等との連携

検疫法第26条の3に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものである場合とすること。(検疫規則第9条の3関係)

第6 施行期日等

1 施行期日

改正法第1条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第56条の3から第56条の38の規定及び当該規定に係る罰則に関する規定、第3条の規定(検疫法の一部改正)並びにこれらの規定に係る経過措置に関する規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(平成19年6月1日)から、改正法中その他の規定は平成19年4月1日から施行すること。(改正法附則第1条関係及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令関係)

2 結核予防法の廃止

結核予防法(昭和26年法律第96号)は、廃止するものとする。(改正法附則第2条関係)

3 政府は、この法律の施行後5年経過時点において、この法律の施行の状況を勘案し、必要に応じてこの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則第12条関係)

結 核 発 生 届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名

印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※）

（※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の種類					
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（0歳は月齢）	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳（ か月）		
7 当該者住所					
電話（ ） -					
8 当該者所在地					
電話（ ） -					
9 保護者氏名	10 保護者住所 （9、10は患者が未成年の場合のみ記入）				
	電話（ ） -				

病 型		18 感染原因・感染経路・感染地域
11 症 状	1) 肺結核 2) その他の結核（ ）	①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ） 1 飛沫核・飛沫感染（感染源の種類・状況： ） 2 その他（ ）
	・せき ・たん ・発熱 ・胸痛 ・呼吸困難 ・その他（ ） ・なし	
12 診断方法	・塗抹検査による病原体の検出 検体：喀痰・その他（ ） ・分離・同定による病原体の検出 検体：喀痰・その他（ ） ・核酸増幅法による病原体遺伝子の検出 検体：喀痰・その他（ ） ・組織標本による特異的所見 検体：（ ） 所見：（ ） ・画像所見（ ） ・その他の方法（ ） 検体（ ） 結果（ ） ・臨床決定（ ）	② 感染地域（ 確定・推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ） 19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
13 初診年月日 平成 年 月 日		
14 診断（検案（※））年月日 平成 年 月 日		
15 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日		
16 発病年月日（*） 平成 年 月 日		
17 死亡年月日（※） 平成 年 月 日		

（1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。

（※）欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。（*）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。）

この届出は診断後直ちに行ってください

2 結核

(1) 定義

結核菌群 (*Mycobacterium tuberculosis* complex、ただし *Mycobacterium bovis* BCG を除く) による感染症である。

(2) 臨床的特徴

感染は主に気道を介した飛沫核感染による。感染源の大半は喀痰塗抹陽性の肺結核患者であるが、ときに培養のみ陽性の患者、まれには菌陰性の患者や肺外結核患者が感染源になることもある。感染後数週間から一生涯にわたり臨床的に発病の可能性があるが、発病するのは通常 30% 程度である。若い患者の場合、発病に先立つ数ヶ月～数年以内に結核患者と接触歴のあることが多い。

感染後の発病のリスクは感染後間もない時期（とくに 1 年以内）に高く、年齢的には乳幼児期、思春期に高い。また、特定の疾患（糖尿病、胃潰瘍、慢性腎不全、エイズ、塵肺等）を合併している者や免疫抑制剤（副腎皮質ホルモン剤、TNF α 阻害薬等）治療中の者等においても高くなる。

多くの場合、最も一般的な侵入門戸である肺の病変として発症する（肺結核）が、肺外臓器にも起こりうる。肺外罹患臓器として多いのは胸膜、肺門・末梢リンパ節、脊椎・その他の骨・関節、腎臓・尿生殖器、腸、腹膜、心外膜、皮膚、中枢神経系、喉頭、眼、耳、粟粒結核等である。肺結核では、画像上何らかの異常所見を呈するのが普通であるが、この所見は非典型的なこともある。喀痰や胃液、肺胞洗浄液等から結核菌を検出できることもある。肺外臓器の病変の場合は、組織検査で特徴的な所見（巨細胞肉芽腫、ときに抗酸菌がみられる）が得られることが多く、病変の膿や分泌液等から結核菌を検出できることもある。高齢者を除いてツベルクリン反応は通常陽性であり、クオンティフェロン TB 第二世代も陽性ことが多い。軽症の肺結核では画像所見が唯一の他覚的所見であるが、治療をしないと進展して排菌を始めることもある。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から結核が疑われ、かつ、胸部エックス線、CT 等画像検査以外の検査については、次の表の左欄に掲げる検査方法により、結核患者と診断した場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

胸部エックス線、CT 等画像検査による検査方法については、当該検査所見に加え、問診等により医師が結核患者であると診断するに足る判断がなされる場合に限り届出を行うものである。

鑑別を必要とする疾患は、他の原因による肺炎、非結核性抗酸菌症、肺癌、気管支拡張症、良性腫瘍である。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2) の臨床的症状を呈していないが、次の表の胸部エックス線、CT 等画像検査以外の左欄に掲げる検査方法により、結核の無症状病原体保有者と診断し、かつ、結核治療を必要とすると認められる場合に限り、法第 12 条第 1 項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、(2) の臨床的症状を有する者を診察した結果、症状や所見から、結核の疑似症患者と診断するに足る高度の蓋然性が認められる場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

疑似症患者の診断に当たっては、集団発生の状況、疫学的関連性なども考慮し判断する。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、結核が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、結核により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、結核により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
塗抹検査による病原体の検出	喀痰、胃液、咽頭・喉頭ぬぐい液、肺胞洗浄液、胸水、膿汁・分泌液、尿、便、脳脊髄液、組織材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、胃液、咽頭・喉頭ぬぐい液、肺胞洗浄液、胸水、膿汁・分泌液、尿、便、脳脊髄液、組織材料
核酸増幅法による病原体遺伝子の検出	喀痰、胃液、咽頭・喉頭ぬぐい液、肺胞洗浄液、胸水、膿汁・分泌液、尿、便、脳脊髄液、組織材料
組織標本における特異的所見	病理組織
画像所見	胸部エックス線、CT等検査画像

入院
退院

結核患者届出票(福岡県)

(この届出票は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の11に基づき、患者の入退院後7日以内に保健福祉環境事務所(保健所)に提出してください)

医療機関の所在地

医療機関名

管理者氏名

入院・退院共通

フリガナ		性別	患者が成人に達していない場合	
患者氏名		男 女	保護者氏名	
住 所	TEL ()		保護者住所	
病 名				

入院の場合

入院日	平成 年 月 日
-----	----------

退院の場合

退院日 平成 年 月 日	退院理由(病状等) ☐ 治癒 ☐ 軽快 ☐ 転院(転院先) ☐ 死亡:主たる死因 結核 結核以外() ☐ 自己都合による退院 ☐ その他()
病状(X線所見) 撮影年月日 平成 年 月 日 学会分類 r l b I II III IV V 1 2 3 H pl OP	

退院時の抗酸菌検査

検体採取月日	塗抹	培養	核酸増幅法(PCR)	同定検査	検体の種類
月 日	G()号 検査中 未実施	() 検査中 未実施	+ - 検査中 未実施	結核菌 非定型抗酸菌 未実施	喀痰 喉頭粘液等 胃液 気管支洗浄液 その他()

(1面)

結核医療公費負担申請書

福岡県知事 殿

平成 年 月 日

ふりがな
申請者の氏名

申請者の住所

患者との関係 電話 ()

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の規定により医療費公費負担を申請します。

フリガナ					
患者氏名		性別	男・女	生年月日	明 大 年 月 日 昭 平 (歳)
住 所	TEL ()				
保険者等の種別	健康保険(本人・家族) 国民健康保険(一般・退職者本人・退職家族) 生活保護(受給中・申請中) その他()			老人保健法による 医療の受給資格	有・無
添付X線写真の枚数				平成 年 月 日 から	
枚					

申請書添付書類

- 1 医師の診断書(別紙様式)
- 2 X線写真(申請前3ヶ月以内に撮影したもの)

記入上の注意

該当する文字については、その文字を○で囲んで下さい。

※1 継続の場合は、前回申請時に添付したX線写真等、参考になるものがあれば添付して下さい。

※2 手続についてご不明な点がございましたら、お気軽に保健所にお尋ね下さい。

患者票 番号 (記入しない)		有効期限 (記入しない)	・ ~ ・ ・
----------------------	--	-----------------	------------

結核医療公費負担申請書

福岡県知事 殿

平成 年 月 日

ふりがな
申請者の氏名

申請者の住所

患者との関係

電話 ()

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定により医療費公費負担を申請します。

フリガナ				性別	男・女	生年月日	明 大 年 月 日 昭 平 (歳)
患者氏名							
住 所	TEL ()						
保険者等の種別	健康保険 (本人・家族) 国民健康保険 (一般・退職者本人・退職家族) 生活保護 (受給中・申請中) その他 ()				老人保健法による 医療の受給資格		有・無
					平成 年 月 日 から		
添付X線写真の枚数					枚		

申請書添付書類

1 医師の診断書(別紙様式)

2 X線写真

3 患者並びにその配偶者及び民法877条第1項に定める扶養義務者の当該費用負担能力を認定するための書類

(1) 患者と同じ世帯で収入のある方の税務署発行の所得税納税証明書(給与所得者は源泉徴収票)。

所得のない方は、税務署発行の所得税納税証明書。

(2) 生活保護法による保護を受けている方は福祉事務所発行の保護証明書。

記入上の注意

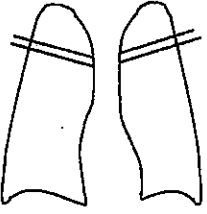
該当する文字については、その文字を○で囲んで下さい。

※1 延長の場合は、前回申請時に添付したX線写真等、参考になるものがあれば添付して下さい。

※2 手続についてご不明な点がございましたら、お気軽に保健所にお尋ね下さい。

患者票 番号 (記入しない)		有効期限 (記入しない)	・ ~ ・ ・ . .
----------------------	--	-----------------	----------------

診 断 書

フリガナ		性 別		男・女	生年月日	明 昭 大 平	年 月 日	(歳)	
患者氏名									
診断名	1	2	3						
合併症名	1 あり(塵肺 糖尿病 低肺機能 肝障害 高血圧症 その他()) 2 なし								
医療の種類	化学療法	1 初回治療	1 抗結核薬 () 剤使用	1 薬品名		医療開始予定年月日			
		2 再治療		INH RFP SM EB		年 月 日			
		3 継続		KM TH EVM		入院年月日			
	外科的療法	1 肺結核	1 肺虚脱療法()	2 空洞直達療法()		3 肺切除術()			
		2 結核性膿胸			4 泌尿器結核				
	3 骨関節結核			5 その他()					
		骨関節結核の装具療法							
		収容	日間(術前)	日間(術後)	日間手術予定(実施)	年月日	年 月 日		
現 症	胸部 X線 写真 略図			学会分類		その他の所見(肺結核の場合は、そのX線写真略図及び胸膜炎の場合は、胸水等の所見)			
				r	l				b
				I	II				III
		1	2	3					
		撮影日	年 月 日	H	pl	OP			
下記(ア)、(イ)の標準治療ができない場合は治療内容と、その理由(「結核医療の基準」をご参照下さい)									
○標準治療(ア): 2HRZS(E)/4HR(E)、○標準治療(イ): 6HRS(E)/3HR(E) ※(イ)はPZA使用不可の場合									
標準治療以外の治療内容				左記の理由					
結核菌検査	血沈(1時間値)	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	薬剤感受性検査	
	検体採取日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	薬品	
	結果判明日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	治療開始時	
	塗抹	号	号	号	号	号	号	最新	
	結果判明日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
核酸増幅法(PCR)	培養	個	個	個	個	個	個		
	検体の種類	喀痰 胃液 気管支洗浄液 その他()							
	結核の既往の医療	年 月 ~ 年 月 INH RFP SM EB PZA その他()							
		年 月 ~ 年 月 INH RFP SM EB PZA その他()							
		年 月 ~ 年 月 INH RFP SM EB PZA その他()							
備考 (主治医の意見等)									
平成 年 月 日									
医療機関の所在地									
医療機関の名称 TEL ()									
医師の氏名 印									

記入上の注意

該当する文字については、その文字を○で囲んで下さい。